

# 令和7年度 桜木小学校 校外生活のきまり(案)

## 1. 外出

- 3月～9月…夕方の6時までに家に帰る。 10月～2月…夕方の5時までに家に帰る。
- 早帰りの時は、午後2時30分までは自分の家で過ごす。(習い事など、やむを得ない用事については、保護者の安全指導のもとに外出する。)
- 夜は、保護者または責任の持てる人と一緒に出かける。
- 原則、友達の家でも、大人のいない家には上がらない。(ただし、それぞれの保護者同士の許可があれば可。)
- 学校の敷地内では、食べたり飲んだりしない。(水分補給のためのお茶類はよい。)
- 自分たちだけで校区外には行かない。校区外への習い事や通院、その他のやむをえない場合などは、必ず保護者の指導を受けて行く。
- 次の場所に行く時は、保護者と一緒に出かける。  
デパート、ボウリング場、スケート場、映画館、カラオケ、ゲームセンター、川、湖 など。
- スーパー、コンビニエンスストアなどのお店には、無用の出入りはしない。
- できるだけ2人以上で遊びに出かける。
- 知らない人には、ぜったいについて行かない。  
危険を感じたら、近くの大人や近くの家に避難を求める。(「い・か・の・お・す・し」)
- 子どもだけ(保護者なし)での外泊はしない。

## 2. 自転車(基本的には保護者の判断に委ねるが、学校の基本方針として)

- 4年生の自転車教室を受けるまでは、道路で子どもだけでは乗らない。
- 正しい乗り方をします。
  - ヘルメットをかぶる。
  - 乗る前は、ブレーキなどの安全点検をする。
  - バス通りは乗らない。ただし、自転車通行可の歩道は乗ることができる。
  - 二人乗り、手ばなし運転、競争、曲乗りなどはしない。
  - 道路では、左はしを一列になって乗る。
  - 自転車保険に加入する。(熊本県の条例により、令和3年10月1日より義務化)
- 学校に乗ってきたら、決まった場所に並べて置く。(体育館玄関前、南門から入ってすぐの所)



## 3. 遊び

- 危険な遊びや他の人にめいわくをかける遊びはしない。
  - 子どもだけでの花火、マッチやライターの持ち歩きや火遊び、エアガンの使用
  - 道路や駐車場でのボール遊びやローラーブレイドなどの遊び
- 石投げ、落書き、チャイムおしなどのいたずらはしない。
- よその庭や畑、危険な場所(工事現場など)に立ち入らない。
- 放課後は、一度家に帰ってから遊びに出かける。
- 家の人に「だれと」「どこで」遊ぶ、「何時ごろ帰る」を必ず伝えて出かける。

